

令和4年10月19日

稲沢市長 加藤 錠司郎 様

稲沢市特別職報酬等審議会  
会 長

市議会議員の議員報酬の額及び市長等の給料の額について（答申）  
令和4年10月19日付け4稲人第150号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、下記の結論に達しましたので、ここに答申します。

記

- 1 市議会議員の議員報酬の額及び市長等の給料の額  
市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、いずれも現行の額を据え置くことが適当である。

議 長	報酬月額	554,000円（据置き）
副 議 長	報酬月額	504,000円（据置き）
議 員	報酬月額	483,000円（据置き）
市 長	給料月額	993,000円（据置き）
副 市 長	給料月額	818,000円（据置き）
教 育 長	給料月額	733,000円（据置き）

2 審議内容

本審議会は、諮問事項について、特別職報酬等の改定経緯、県内各市の特別職報酬等の状況、県内各市での審議状況などを比較検討し、慎重に審議した。

稲沢市の財政事情は、税制改正による影響や少子高齢化により今後、大幅な歳入増が見込めない中、様々な施策を推進していかねばならないことから、今後、厳しい状況が続くものと予測される。

審議の中では、7年連続で据え置きとなったこと、また中長期的施策にきちんと取り組んでいる実績、物価高を反映させる意味から引き上げるべきという意見もあったが、社会情勢、財政力指数等を総合的に勘案し、また今後も様々な事業に対して多大な財政需要が予想されることなどから、据え置きという結論に至ったものである。

なお、委員報酬額については、内容に見合った金額かどうか精査し、県内各市の状況を参考に、見直すべきところは見直すよう求めるものである。